

令和4年第1回定例会（2月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和4年3月8日  
総務部

【予算関係】

財政課 令和3年度2月補正予算（令和4年3月8日追加提案分）に関する  
説明資料 . . . 1

【議案関係】

人事課 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について  
（議案第104号） . . . 4

税務課 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について  
（議案第105号） . . . 7



令和 3 年 度 2 月 補 正 予 算

(令和 4 年 3 月 8 日追加提案分) に関する説明資料

( 議 案 第 1 0 3 号 )



令和3年度2月補正予算(令和4年3月8日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	751,922	道路除雪費 514,000 ( 3,558,000 → 4,072,000 ) 子育て支援等臨時対策基金事業費 189,880 ( 0 → 189,880 )	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	1,312,778	財政調整基金繰入金 1,249,316 ( 3,693,198 → 4,942,514 )	
13 繰越金			
14 諸収入			
15 県 債	△ 5,000		鉄道軌道輸送対策事業費 △ 5,000 ( 276,900 → 271,900 )
合 計	2,059,700	681,827,394 → 683,887,094	



令和3年度2月補正予算(令和4年3月8日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	△ 106,678		県内空港利用促進緊急対策事業 △ 62,500 ( 83,166 → 20,666 ) 地域公共交通等新型コロナ対策事業 △ 12,874 ( 537,710 → 524,836 ) アフターコロナを見据えた交通ネットワーク強化事業 △ 11,417 ( 20,500 → 9,083 )
3 民生費	349,320	新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業 211,428 ( 162,151 → 373,579 ) 地域医療介護総合確保基金積立金 64,564 ( 1,533,600 → 1,598,164 ) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 64,564 ( 192,041 → 256,605 )	
4 衛生費	594,178	新型コロナウイルス感染症対策事業 580,000 ( 7,210,731 → 7,790,731 )	
5 労働費			
6 農林水産業費			
7 商工費	△ 11,000		県産品首都圏等販売強化事業 △ 11,000 ( 38,347 → 27,347 )
8 土木費	1,044,000	道路除雪事業 1,000,000 ( 6,944,504 → 7,944,504 )	
9 警察費			
10 教育費	189,880	子育て支援等臨時対策基金積立金 189,880 ( 10 → 189,890 )	
11 災害復旧費			
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	2,059,700	681,827,394 → 683,887,094	





# 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」 について(議案第104号)

人事課

## 1 改正理由

一般職の国家公務員に準じて、一定の非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、妊娠等の申出があった場合における措置等を行う必要がある。

## 2 主な改正内容

### (1) 育児休業等の取得要件の緩和(第2条及び第24条関係)【非常勤職員】

一定の非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「在職期間1年以上」の要件を廃止する。

### (2) 任命権者への措置(第28条及び第29条関係)【全職員】

#### ① 妊娠等の申出があった場合における措置(第28条関係)

任命権者に対して、妊娠又は出産等についての申出があった場合は、当該職員へ育児休業に関する制度を周知するとともに、当該職員との面談等を行うよう定める。

#### ② 勤務環境の整備に関する措置(第29条関係)

任命権者に対して、次の事項を行うよう定める。

- ・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- ・ 育児休業に関する相談体制の整備
- ・ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

## 3 施行期日

令和4年4月1日とする。



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(二) 三 略</p> <p>(三) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第二十四条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(二) 三 略</p> <p>(三) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第二十四条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(一) 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p>

(二) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員  
会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第二十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならぬ。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

**「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」  
について（議案第 105 号）**

税務課

**1 改正理由**

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、ガス供給業に係る法人の事業税の課税方式の見直しを行う等の必要がある。

**2 主な改正内容**

(1) 第 1 条による改正

① 法人の事業税

ア ガス供給業のうち、特定ガス供給業及び一般ガス供給業に係る法人の事業税について、課税方式を見直す。（第 48 条、第 50 条及び第 51 条並びに附則関係）

(ア) 改正の概要

課税方式を次のとおりとする。

		改正前	改正後		
特定ガス供給業			○付加価値割及び資本割を組み入れる。		
			収入割 0.48%	付加価値割 0.77%	資本割 0.32%
導管ガス供給業		収入割 1.0%	○変更なし 収入割 1.0%		
一般ガス供給業			○他の一般の事業と同様とする。		
資本金 1 億円超の普通法人			付加価値割 1.2%	資本割 0.5%	所得割 1%
資本金 1 億円以下の普通法人				所得割 (800 万円超) 7% ※	

※800万円以下の所得については軽減税率あり。

特定ガス供給業・・・ガス製造業のうち、特別一般ガス導管事業者（大手 3 社）の供給区域内で行うもの

導管ガス供給業・・・ガス製造事業者が製造したガスを導管により託送供給する事業

一般ガス供給業・・・導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のガス供給業

(イ) 改正の経緯

ガス供給業に係る法人事業税について、小売事業の完全自由化、令和 4 年の導管部門と製造・小売部門との法的分離（大手 3 社のみ）、他エネルギー間競争の激化など、競争状況の変化を踏まえて、導管ガス供給業以外について課税方式を見直すこととなった。

イ 外形標準課税対象法人（付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される資本金1億円超の法人）の所得割について、800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止（1.0%に統一）する。（第51条関係）

② 不動産取得税

ア 住宅用土地の不動産取得税の減額（※1）について、要件を満たしている場合は申告がなかった場合でも適用可能とする。（第73条関係）

（※1） 床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を、土地取得前1年以内又は取得後2年以内に新築した場合

イ 不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例（※2）の適用期限を令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで延長する。（附則第14条の7関係）

（※2） ・ 2(1)②アの土地の取得後2年を3年等に緩和する措置  
・ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年（本則：6月）を経過した日に緩和する特例措置

③ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 第2条による改正

秋田県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年秋田県条例第45号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の秋田県県税条例について、所要の規定の整備を行う。

(3) 第3条による改正

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）について、地方税法の改正に伴い所要の規定の整理を行う。

**3 施行期日等**

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（法人の県民税の申告納付）</p> <p>第四十五条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条（第六十五項から第八十一項までを除く。）の規定によつて同条第一項、第二項、第三十一項及び第三十四項の申告書を総合県税事務所長に提出し、及びその申告に係る県民税額又は同条第一項後段若しくは第二項後段の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（一）略</p> <p>（二）法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法</p>	<p>（法人の県民税の申告納付）</p> <p>第四十五条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条（第六十三項から第七十九項までを除く。）の規定によつて同条第一項、第二項、第三十一項及び第三十四項の申告書を総合県税事務所長に提出し、及びその申告に係る県民税額又は同条第一項後段若しくは第二項後段の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号及び第三号 に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（一）略</p> <p>（二）法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法</p>

人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうち導管ガス供給業(法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 略

四 ガス供給業のうち特定ガス供給業(法第七十二条の二第一項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)

2 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2 略

3 (法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第四十八条の二 略

2 略

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第三項第一号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつては(一)に掲げる金額)」と、同条第五項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」と、同項第二号中「特別法人以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」とする。

人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうち導管ガス供給業(法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 略

2 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2 略

3 (法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第四十八条の二 略

2 略

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一項第一号及び第四項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同条第一項第三号及び第四項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第三項第一号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつては(一)に掲げる金額)」と、同条第四項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とする。

とする。



(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第五十条 略

2 電気供給業、ガス供給業(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。)、保険業又は貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第五十条 略

2 電気供給業、ガス供給業、保険業又は貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。第五項各号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額（表 略）

三 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 略

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

5 略

二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの（第四十八条第一項第一号（一）に掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。第四項第二号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額（表 略）

三 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 略

4 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの

が行う事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号（一）に掲げる法人 次に掲げる金額の

合計額

（一）各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額

（二）各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額

額

- 一 略
  - 二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額
- 6 | 略

- (法第七十三条の十四第十二項等の条例で定める割合)  
第六十六条の三 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
- 2 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
- 3 法第七十三条の十四第十四項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第七十三条 略

2 7 略

8 総合県税事務所長は、第五項の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

9 | 第四項、第五項及び前項に定めるもののほか、特例適用住宅に法第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用その他の同項から第三項までの規定の適用に関しては、令第三十九条の三に定めるところによる。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十四条の二の三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当

- (三) 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額
  - 二 略
  - 三 その他 略
- 5 | 略
- 5 | 略

- (法第七十三条の十四第十一項等の条例で定める割合)  
第六十六条の三 法第七十三条の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
- 2 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
- 3 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第七十三条 略

2 7 略

8 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

8 | 第四項及び第五項 に定めるもののほか、特例適用住宅に法第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用その他の同項から第三項までの規定の適用に関しては、令第三十九条の三に定めるところによる。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)  
第十四条の二の三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当

する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第一号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第

する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第

二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合」として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合」として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の秋田県県税条例の一部改正（第二条による改正）

新

旧

<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（一）略</p> <p>（二）法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受け</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号及び第三号 に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（一）略</p> <p>（二）法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受け</p>
--	---

を行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業をいう。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）

（一）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（二）略

四 ガス供給業のうち特定ガス供給業（法第七十二条の二第一項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2 5 略

2 第四十八条の二 略  
（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

を行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業をいう。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）

（一）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（二）略

2 5 略

2 第四十八条の二 略  
（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一項第一号

中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同項第三号 中「その他の法人」とあるのは「その他の法人（第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と、同条第三項第一号中「合計額」とあるのは「合計額（受託法人であるものにあつては、(一)に掲げる金額）」と、同条第五項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」と、同項第二号中「特別法人以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人（第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」とする。

（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務）  
第五十条 略

2 電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。）、保険業又は貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

（法人の事業税の税率等）

第五十一条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の

合計額

(一)・(二) 略

(三) 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一項第一号及び第四項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同条第一項第三号及び第四項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人（第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と、同条第三項第一号中「合計額」とあるのは「合計額（受託法人であるものにあつては、(一)に掲げる金額）」と、同条第四項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とする。

（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務）  
第五十条 略

2 電気供給業、ガス供給業

その他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

（法人の事業税の税率等）

第五十一条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の

合計額

(一)・(二) 略

(三) 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。第五項各号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額  
（表 略）

三 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、「導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。」

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 略

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額  
二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。第四項第二号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額  
（表 略）

三 略

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、「ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。」

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 略



三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

5| 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの（第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 略

二| 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

6| 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を を超える金額	百分の四・九
-----------------------------	--------

4| 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの

税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一) 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額

(二) 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額

(三) 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二| 略

三| その他 法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

5| 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を を超える金額	百分の四・九
-----------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超 える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については百分の五・七）」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第一号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととする。

秋田県証紙条例の一部改正（第三条による改正）

新

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）  
 第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。））、自動車税の

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超 える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については百分の五・七）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととする。

旧

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）  
 第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割（同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。））、自動車税の

<p>種別割（同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う書面等地方税関係申告等に係るものについては、この限りでない。</p>	<p>種別割（同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う特定書面等地方税関係申告等に係るものについては、この限りでない。</p>
--	--

秋田県税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第六項による改正）

<p>新</p> <p>附則</p> <p>1～4 略 （事業税に関する経過措置）</p> <p>5 略</p> <p>6 五号施行日前に開始した新法附則第七条第二項に規定する事業年度に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。</p> <p>7・8 略</p>	<p>旧</p> <p>附則</p> <p>1～4 略 （事業税に関する経過措置）</p> <p>5 略</p> <p>6 五号施行日前に開始した新法附則第七条第二項に規定する事業年度に係る法人の事業税については、旧条例第五十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>7・8 略</p>
--	---

<p>新</p>	<p>旧</p>
----------	----------

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正（附則第七項による改正）

(事業税の課税免除)

第二条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和三年総務省令第三十一号)第一条第一号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者が行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減額する。

一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得に対する事業税 当該所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第五十一条第一項各号(県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される場合を含み、同項第一号(一)及び(二)を除く。)又は第五項各号(同条の規定により読み替えて適用される場合を含む)に規定する税率を乗じて得た額

2  
二  
略

(事業税の課税免除)

第二条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和三年総務省令第三十一号)第一条第一号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者が行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減額する。

一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得に対する事業税 当該所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第五十一条第一項各号(県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される場合を含み、同項第一号(一)及び(二)を除く。)又は第四項各号(同条の規定により読み替えて適用される場合を含み、同項第一号(一)及び(二)を除く。)に規定する税率を乗じて得た額

2  
二  
略